

(別紙第2)

香川県における「法の日」週間行事

■無料法律相談

お金の貸し借り、交通事故、土地・建物、夫婦関係や遺産相続の問題などの法律相談に香川県弁護士会所属の弁護士が無料で相談に応じます。

〔日 時〕 10月17日(木) 午前10時から午後2時まで

〔場 所〕 香川県弁護士会館

〔相談費用〕 無料

〔相談方法〕 面談による相談(1枠につき30分以内)

電話相談は実施しない

〔予 約〕 必要(完全予約制) 10月10日(木)まで受付

※ 予約電話番号は、香川県弁護士会(087-822-3693)まで

(電話は、平日の午前9時から午後5時まで)

■特設人権相談所

離婚や扶養、インターネットを悪用したトラブル、体罰やいじめ、高齢者や子どもに対する虐待、近隣間のトラブルなどの相談に、人権擁護委員が無料で応じます。

1 〔日 時〕 10月1日(火) 午前10時から正午まで

〔場 所〕 直島ホール(集会所棟)

2 〔日 時〕 10月2日(水) 午前9時から正午まで

〔場 所〕 高松市庵治支所

3 〔日 時〕 10月2日(水) 午前10時から午後3時まで

〔場 所〕 三豊市山本町農村環境改善センター

4 〔日 時〕 10月7日(月) 午前10時から午後3時まで

〔場 所〕 高松市役所1階市民相談コーナー

5 〔日 時〕 10月7日(月) 午前10時から午後3時まで

〔場 所〕 三木町防災センター

6 〔日 時〕 10月7日(月) 午前10時から午後1時まで

〔場 所〕 三豊市みとよ未来創造館

※ 詳細は、高松法務局人権擁護部(087-821-7850)まで

(電話は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで)

■全国一斉！法務局休日相談所

法務局職員，司法書士，土地家屋調査士，人権擁護委員及び公証人が，無料で相続登記，遺言，成年後見等に関する相談に応じます。

〔日 時〕 10月6日（日）午前10時から午後3時まで

〔場 所〕 高松法務局本局

原則，予約制となっております。

申込手続き等については，高松法務局のホームページをご覧ください。

高松法務局のホームページ

<http://houmukyoku.moj.go.jp/takamatsu/index.html>

※ 詳細は，高松法務局民事行政調査官室（087-821-6342）まで

（電話は，平日の午前9時から午後5時まで）

■もっと検察庁を知ろう（検察庁の見学・模擬取調べ）

検察庁の概略を説明し，その後，取調室などの庁舎見学にご案内します。

また，参加者を検察官役として模擬取調べなどを行います。

〔日 時〕 10月20日（日）午前9時30分から正午まで

〔場 所〕 高松地方検察庁

〔定 員〕 先着30名

参加申込手續については，高松高等・地方検察庁の各ホームページをご覧ください。

高松高等検察庁のホームページ

http://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/h_takamatsu/h_takamatsu.shtml

高松地方検察庁のホームページ

<http://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/takamatsu/takamatsu.shtml>

※ 詳細は，高松高等検察庁総務部企画調査課企画調査係（087-821-5631）まで

（電話は，平日の午前8時30分から午後5時15分まで）

■「法の日」週間パネル展

「法の日」週間，裁判員制度などに関するパネル展を開催しますので，お立ち寄りください。

〔期 間〕 9月27日（金）から10月7日（月）まで

〔場 所〕高松法務合同庁舎1階ロビー

※ 詳細は、高松高等検察庁総務部企画調査課企画調査係（087-821-5631）まで
（電話は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで）

■出前講義

高松簡易裁判所の裁判官が出前講義を行います。

〔日 時〕10月17日（木）午前10時から午前11時30分まで

〔場 所〕高松市男女共同参画センター

〔テーマ〕「くらしのトラブル解決方法は？～簡易裁判所の調停を利用しよう～」

〔定 員〕50名

※ 申し込みは、高松市男女共同参画センターまで

〒760-0068 高松市松島町1丁目15番1号 たかまつミライエ6F

電話 087-833-2282 / FAX 087-833-2286

※ 問い合わせは、高松高等裁判所事務局総務課広報係（087-851-1547）まで
（電話は、平日の午前8時30分から午後5時まで）

■裁判所の見学・裁判傍聴

裁判所の見学を希望される場合には、事前に申し込みいただければ、係員が対応します。裁判の傍聴も可能です。「法の日」週間以外でも随時受け付けています。

※ 詳細は、高松地方裁判所事務局総務課庶務係（087-851-1537）まで
（電話は、平日の午前8時30分から午後5時まで）

■創設70周年を迎えた家庭裁判所の役割

—家庭に平和を 少年に希望を—（パネルディスカッション）

司会進行にNHK放送局員を、パネリストに高松家庭裁判所の裁判官、家庭裁判所調査官のほか、香川県弁護士会の弁護士、香川少年友の会、NPO法人面会交流支援センター香川の会員を迎えて、面会交流と少年非行への取組についてパネルディスカッションを行います。

〔日 時〕10月17日（木）午後1時30分から午後4時まで

〔場 所〕 高松家庭裁判所大会議室4階

〔定 員〕 先着50名程度

参加申込については、高松家庭裁判所事務局総務課庶務係（087-851-1631）あてに電話で事前に申し込んでください。（電話は、平日の午前8時30分から午後5時まで）

（参考）高松家庭裁判所のホームページ

<http://www.courts.go.jp/takamatsu/index.html>

【行事全般に関する問い合わせは…】

高松高等裁判所事務局総務課広報係（087-851-1547）まで